

## 西東京市告示第70号

西東京市建築基準法施行細則（平成29年西東京市規則第7号。以下「細則」という。）第12条第1項及び第6項の規定に基づき、市長が別に定める検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに建築物概要書を次のように定める。

- 1 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する検査は、細則第12条第1項の規定に基づき、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の2の2第3項に規定する遊戯施設については、平成20年国土交通省告示第284号に定めるところによるものとする。ただし、同告示別表6乗物関係の部(3)の款台車先端軸の項及び同部(4)の款車輪軸（主輪軸、側輪軸及び受輪軸）の項中「1年」とあるのは、「6月」とする。
- 2 細則第12条第6項の規定に基づき、市長が別に定める建築物概要書は、別記のとおりとする。

平成29年4月1日

西東京市長 丸 山 浩 一